

2025年会津大学海外中期留学事業派遣学生募集要項

1 趣旨

本事業は、企画推進本部国際戦略室が構築したネットワークを生かし、海外協定締結校大学・研究機関において海外中期留学をする優秀な学生を派遣する。このことにより、世界を視野に入れた教育・国際水準の研究機会を充実させ、国際的視野を持った優秀な人材を育成及び輩出し、本学の国際競争力の一層の向上を図ることを目的としている。

2 事業概要

原則として、本学と交流協定や覚書を締結している海外の大学・研究機関等（以下、「派遣先」という）において単位取得、研究、就業体験を行うことを希望する学生を募り、渡航準備にかかる事務支援を会津大学が実施する。経済的支援については、会津大学海外留学支援制度および日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）の対象とする。また、帰国後には、会津大学内外において研修成果を積極的に発表し、地域社会の国際化に資する人材を育成する。

3 募集人数

5名程度

4 派遣先および派遣開始時期並びに派遣期間

本事業の参加希望者は以下の派遣先および派遣期間より選択すること
但し、学部3年生は、2026年3月までに派遣期間を終えること

- (1) ローザハルマン工科大学（アメリカ）
2025年8月末から3か月間、6か月間、もしくは1年間
- (2) オストバイエルン・レーゲンスブルク応用科学大学（ドイツ）
2025年8月末から6か月間、もしくは1年間
- (3) デュッセルドルフ専門大学（ドイツ）
2025年9月から6か月間、もしくは1年間
- (4) カールスルーエ応用科学大学（ドイツ）
2025年9月から6か月間、もしくは1年間

5 応募要件

次の項目のすべてを満たす者

- (1) 2025年度中において学部1年～3年に正規生として在籍する者
- (2) 留学生も中期留学の応募は可能であるが、本学からの経済支援および日本学生

支援機構海外留学支援制度の受給はできないことを承諾し、派遣国への入国に必要な旅券および査証を学生自身の責任により取得すること。

- (3) TOEFL、TOEIC、IELTS、Duolingo 等の語学試験の成績証明書を提出すること。
- (4) 派遣先における学業・生活に心身ともに支障がないこと。
- (5) 研修の成果を本学及び地域における国際交流活動等に積極的に参加する意欲があること。
- (6) 所属・学年・氏名・研修計画を会津大学公式ウェブサイト等に掲載することを了承すること。
- (7) 事前オリエンテーションに出席すること。
- (8) 帰国後に開催する発表会等において、学習・研究成果や交流活動等について発表すること。
- (9) 自己責任により協定大学の教職員との調整を主体的に行うこと。
- (10) 派遣先国が定める入国要件にある有効期間を有する旅券を所持していること。
- (11) アメリカ合衆国内の大学に留学する場合には、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹の免疫を有する書類の提出が求められるため、母子手帳の写しを準備すること。これまでの予防接種の実施状況により、渡航前に予防接種を受ける必要がある。また、現地で追加の予防接種を受けるよう指示される場合がある。(追加予防接種、英語での診断書作成等費用は自己負担)また、「Health Forms」の提出を派遣先から求められるため、健康診断書、予防接種履歴の記載、追加の予防接種証明書等を英語で提出すること。
- (12) 海外旅行保険（付帯海学）および危機管理保険（J-TAS）に加入すること。
- (13) 会津大学が指定する空路で渡航すること。
- (14) 本事業後に採用後、誓約書を会津大学に提出すること。

6 支援対象費用

会津大学海外留学支援制度の対象者には、海外航空券（エコノミークラス）の代金のうち上限15万円を会津大学が支援する。加えて、派遣先大学での学生寮費、もしくは家賃等の滞在費（上限15万円）を支援する。派遣期間中に途中帰国を余儀なくされた場合、日割り計算とする。

支給時期は、派遣開始期日より90日経過後、航空券代金の領収書および航空券並びにアパート賃料あるいは寮費が記載されている契約書および報告書等の証拠書類の確認後とする。このため、当該証拠書類を必ず保管することとし、学生課国際係へ提出すること。証拠書類がない費用については支援しないこととする。

※中期留学に対する会津大学海外留学支援制度については、在学中 1 回限り利用可。

7 参加者の自己負担となる費用

- (1) 査証および旅券取得に係る諸費用
- (2) 海外旅行保険（付帯海学）および危機管理保険（J-TAS）の保険料
- (3) 派遣先大学における予防接種、英語での診断書作成等にかかる費用
- (4) 派遣先における各種保険の保険料
- (5) 派遣先大学における学生生活費、ノートパソコンレンタル費等の雑費
- (6) 教材費
- (7) 日本出国時および帰国時の往復国内移動に要する交通費等
- (8) 「6 支援対象費用」上限を超えた海外航空券代金および滞在費
- (9) 渡航中止にかかる費用
- (10) 各種手数料、サービス利用料、諸税等
- (11) 本事業採用内定日より前に発生する費用

8 日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）

受給を希望する場合、以下のウェブサイトに記載されている要件を満たし、必要書類を期限日までに提出すること。

会津大学公式ウェブサイト <https://u-aizu.ac.jp/campus/international/kyoteihaken.html>

受給を希望する学生は、必ず応募書類提出時に学生課窓口で受給についての説明を職員から受けること。

9 応募書類

本事業に応募する学生は、学生課国際係に次の応募書類を提出すること。

- (1) 申請書-1（留学を希望する学習・計画内容等について日本語で記載のこと）
- (2) 申請書-2（現在までの主な活動と今後の計画について日本語で記載のこと）
- (3) 語学能力証明書（2023年4月以降に受験した TOEFL 又は TOEIC の成績証明書、または、TOEFL、TOEIC の得点に換算することができる他の英語成績証明書）
- (4) 指導教員推薦書

（厳封したものとし、指導教員をはじめ、学力や成績等について意見を求めることの出来る教員に依頼すること。入手不可能な場合には、事前に学生課国際係にその旨を知らせること。）

10 選考及び結果通知

選考及び結果通知は、次のとおり行う。

- (1) 応募書類を参考に学内において書類選考を行い、その結果を応募者に通知する。書類選考に通過した者は、派遣候補生として登録される。

※ローズハルマン工科大学を派遣先に希望する学生は、書類選考後、派遣先が

指定する語学試験を本学で受験すること。

- (2) 書類選考通過者に対しては、会津大学教員による面接選考を英語で行う。
- (3) 派遣先より受入が認められた学生に対し、学生部長が採用決定を2025年5月下旬に通知する。

1.1 日程

説明会	2025年4月16日
募集〆切	2025年4月25日 17:00
書類選考	2025年5月上旬
面接選考	2025年5月上旬
採用決定	2025年5月下旬
渡航準備	2025年5月下旬
日本出国	2025年8月下旬

1.2 派遣決定の取消および中止

本事業の期間中に次のいずれかに該当する事態が生じたときは、採用決定の取消又は中止を行うことがある。この場合、助成額の全部又は一部の返納を求めることがある。

- (1) 申請事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 派遣先において、勉学、健康、生活態度等の面で不都合があったとき、および懲戒処分等を受けたとき
- (3) 本学を退学もしくは休学したとき
- (4) 感染症の拡大等、安全確保の困難などやむを得ない事情により、会津大学が本事業の中止を決定したとき
- (5) 渡航前の準備等が不十分であると会津大学が判断したとき
- (6) 採用者自身の都合で採用を辞退する場合、辞退手続きに係る諸費用、支払済の費用は原則自己負担とする。

1.3 派遣先で修得した単位の会津大学での単位認定

派遣先において修得した単位を会津大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、会津大学の単位として認定することがある。認定を希望する場合、派遣期間中に必要書類を準備し、帰国後速やかに申請しなければならない。単位認定の希望者は、派遣開始前までに学生課教務係に申し出ること。

1.4 派遣先での就業体験

現地のインターンシップフェアなどのイベントに積極的に参加し、学生自身で機会を得るものであり、就業体験先が確約されているものではない。

1 5 問合わせ先

会津大学事務局学生課国際係

土日祝日を除く 9時00分～17時00分

電話0242-37-2773 メール i-sad@u-aizu.ac.jp